

愛川町監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年11月10日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和4年10月31日から11月9日まで

3 監査の対象及び方法

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課所管の令和4年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）について、抽出により監査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和4年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 農福連携事業について（福祉支援課）

本事業は、町立の障害者就労施設の「ありんこ高峰作業所」（指定管理者である社会福祉協議会）と、町内の農家が連携し、付加価値のある乾燥野菜などの商品を開発、製造、販売する農福連携のモデル事業です。

具体的には、「ありんこ高峰作業所」が、町内の農家から搬入される市場に流通することのない余剰野菜等を乾燥野菜等の農産物加工品とし、それを町内の農家で販売するものです。現在、「ありんこ高峰作業所」の調理スペース等の改修工事を終えたところであり、できるだけ早期に農産物加工品を製造したいとのことでした。

このモデル事業は、農家と「ありんこ高峰作業所」利用者の収入を増加させるとともに、廃棄農産物の削減に寄与したSDGsの理念にかなう

ものです。また、農業の担い手不足を解消することが期待できるため、事業の効果や課題等を検証していただき、今後の発展に努められたい。

(2) 子育て支援事業について（子育て支援課）

少子化の急速な進行や家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより子育て環境がかつてないほど厳しいものとなっております。

このような状況の中、町独自施策として出産祝い金や赤ちゃん育児用品購入助成券を支給するほか、今年度からは三歳髪置き祝金やベビースッター等利用料助成などを開始し、子育て支援を拡充しました。

また、要保護児童対策事業として定期的なケース検討会議の開催や専門相談員を配置し、育児放棄、児童虐待等の防止及び早期発見に努めるなど、あらゆる角度から子育てを支援しています。

しかしながら、少子化による人口減少が加速する中では、各自治体が転入、定住者を増やすために様々な施策を展開し、自治体どうしがしのぎを削っているのが現状であるため、安心してはいられません。

こうした中、ある自治体では子育てにおいて「どなる」のではなく、「ほめる」「説明する」という両親がイライラしない効果的な叱り方を行うことで、子育てが少しでも楽に、楽しいものになるよう「どならない子育て」を学ぶ講座を開催し、好評を得たようです。

このように、親の言葉づかい一つで子育ての環境を一変させることができることから、親を対象とした施策を実施することは児童虐待の防止などに有効であると思われます。そのため、他自治体で功を奏した事業なども参考とし、さらなる子育て支援に繋げていただきたいと思います。

(3) 健康ポイント事業について（健康推進課）

この事業は、20歳以上の町民を対象に、各種健診や予防接種、町事業の教室や講座への参加、個人目標への取組などに健康ポイントを付与し、そのポイント数により特典もしくは参加賞を授与することで、町民の健康づくりの実践、健康意識の向上を図ることを目的として、平成29年度から実施しており、令和3年度までの5年間で延べ1,926名が参加されているとのことです。

令和3年度に係る特典につきましては、年度末に「愛川ブランド商品引換券」、「町内協力飲食店食事券」、「あいちゃん商店会商品券」の中から、コースごとに抽選が行われ、50ポイントコースでは1,000円相当が100名に、100ポイントコースでは3,000円相当が50名に、

200ポイントコースでは5,000円相当が20名に送られました。

しかしながら、町広報紙やホームページにおける周知では、抽選時期や各コースの特典本数等の事前周知がされてなく、また、応募者数や当選者数、アンケート結果等の公表もされていない状況にあります。

今後は、事業内容をできるだけ具体的に公表することで、事業の透明性を図り、また、無関心であった方の意欲を掻き立てる誘因にもなるよう公表内容について検討されたい。

また、これまでに健康ポイント対象事業の拡大や、特典に「あいちゃん商店会商品券」を加え、地域発展にも力を入れるなど、事業の見直しをされておりますが、他自治体の事例なども幅広く検討され、この事業が一段と魅力的なものとなるよう努められたい。

(4) 高齢者日常生活支援事業について（高齢介護課）

本年6月16日に、「町内の高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごとを地域住民相互の支え合い活動で解決する」ことを目的とした住民主体の有償ボランティア団体「あいちゃんサービスセンター」が設立され、町では少子高齢化や核家族化が進む中、この団体の運営を支援するため、設立時に必要となる物品購入費用（携帯電話機、パソコン等）の一部を補助しました。

設立当初9名であったサポーターは、現在では19名となり、これまでの3か月半の間に、買い物代行や庭の草むしり、蛍光管の交換など64件（実働日数47日）のボランティアサービスを提供されてきましたが、利用者の増加に伴い新たなサポーターの確保や携帯電話通話料・損害保険料等の費用面で課題があるとのことでした。

町は、このような高齢者をサポートするため設立された団体が、今後も円滑な活動ができるよう愛川町社会福祉協議会と連携し、継続的な支援等に努められたい。

(5) 再委託について（住民課）

「神奈川県では、個人情報の取り扱いを伴う委託事業の約2割が発注者の承認を得ていなかった。」との新聞報道を受け、町では、令和4年8月23日付けで総務部長から「業務委託等における再委託の適正な取扱いについて」と題した注意喚起の通知が出されました。

しかしながら、書類審査したところ、「令和4年度愛川聖苑空調衛生設備保守点検業務委託」において、契約相手からの再委託に係る承認申請後に、町では承諾しておりますが、口頭のみ承諾にとどまり、書面での承

諾がされないまま浄化槽保守点検と受水槽の飲料水分析が再委託されている事案が見受けられました。

町の委託契約等の契約約款では、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合に限り、受注業者が再委託することができるものとしています。そのため、再委託する場合には、必ず書面により町の承諾を受けるよう徹底されたい。

このことは、住民課に限らず全庁に共通する事項として捉え、適切な事務執行に努められたい。

(事務担当は監査委員事務局監査班)